

第25回豊島廃棄物処理協議会議事録

日時：平成23年1月29日（土）13:00～14:50

場所：マリnpレスさぬき

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長） 岡市友利、（会長代理） 植田和弘

②申請人らの代表者

○大川真郎、石田正也、中地重晴、長坂三治、濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、井上貴義、三木誠、○高木康博、大森利春、浅野浩司、木村士郎

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約10名

②公害等調整委員会審査官 鈴木義和

③報道関係 8社（四国新聞、毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、共同通信、時事通信、NHK、山陽新聞）

III 議事

司会者から次の報告があった。

- ・公害等調整委員会からは鈴木義和審査官が出席されている。

岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島廃棄物等処理事業は、調停条項に従い、共創の理念のもと粛々と処理が進められている。6月6日には、最終合意締結10周年記念行事が開催され、さらに前へ進む決意をしている。
- ・豊島廃棄物等処理事業は、本格的な処理を開始してから7年4か月が経過した。本年度も順調に処理が進んでおり、昨年12月末時点で全体量の約65%の処理が完了している。
- ・汚染土壌の水洗浄処理は、平成23年度、24年度の2年間で実施することとしており、昨年の12月には、汚染土壌の水洗浄処理について、実施方針が管理委員会で検討、承認された。
- ・本日の処理協議会では、汚染土壌の水洗浄処理の実施方針について県側から説明いただく。

議題

（1）協議会の運営について

- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。
- ・議事録署名人に、大川協議会員と高木協議会員を指名し了承を得た。

（2）豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

○県側

（豊島廃棄物等の処理量）

- ・資料1の表1-1は、昨年度までの実績で、平成15年度以降、年間計画量6万トンに対して5万数千トンの処理であったが、平成20年度は6万トン、平成21年度には7万トンとほぼ計画どおりの処理ができており、昨年度末現在で371,203トン、進捗率は55.6%となっている。
- ・表1-2は今年度12月末までの処理状況で、今年度に入って順調に処理を進めており、6月を除いて計画量を上回る処理ができています。4月から12月までの計画量57,617トンに対して59,527トンの処理量となっており、進捗率は103.3%の実績となっている。その結果、これまでの処理量は合計430,730トンとなっており、全体量668,000トンに対する処理率

は 64.5%となっている。熔融炉も 103.6%、キルン炉についても 101.7%となっており、計画量を上回る処理量となっている。

- ・ 中間処理施設は今年 1 日から定期整備に入り、点検整備後、2 号熔融炉は予定どおり、キルン炉は計画よりも 1 日早い 1 月 18 日にいずれも立上げし処理を再開している。
- ・ キルン炉は処理再開後の 23 日にクリンカの付着が判明したので、炉を立下げてクリンカの除去作業を行い、25 日に再度立上げて処理を再開している。短期間でクリンカが付着した原因は、投入した金属物に可燃物が相当量付着していたと考えているが、詳細は調査中である。
- ・ 1 号熔融炉は、耐火物の張替えという大規模な改修を行っているため、現在休炉しているが、予定では計画よりも 2 日早い来月 1 日に立上げ、乾燥焚きの後、5 日の夕方から処理を再開する予定となっている。

(副成物の有効利用量)

- ・ 2 頁は副成物の有効利用量で、鉄と銅については概ね順調に販売ができています。アルミは含有率が低いことと、価格が低迷していることもあり、今年度は販売実績がないが、今後価格動向も見ながら引き続き販売に努めたいと思っている。熔融スラグは、公共工事のコンクリート骨材等として有効利用している。粗大スラグは品質に問題のないものは製砂スラグに混合して販売しているが、品質がクリアできないものについては、今年度から仮置土と同様に九州のセメント工場へ輸送して、セメント原料として有効利用している。

(豊島、直島の見学者数)

- ・ 12 月末現在の見学者数は、今年度に入り始めの頃は昨年度の実績を上回っていたが、瀬戸内国際芸術祭開催期間中の 9 月、10 月と昨年度の実績を下回り、12 月末の合計で豊島側で昨年より約 100 人減の 1,416 人、直島側は約 400 人減の 2,879 人、合計 4,295 人で昨年度より 500 人少なくなっている。

(豊島処分地の今後の掘削について)

- ・ 今年度 1 月からの掘削は、後期掘削計画を基本とし、一部変更しながら行う計画としている。大きな変更点は二点あり、一点目は、汚染土壌の水洗浄処理の実施に伴い、掘削してフレコン詰めした汚染土壌を海上輸送するまでの間保管しておく汚染土壌積替え施設を 8 月までに処分地北東部に設置すること。二点目は、長期的な地下水位の上昇を抑えるため、北海岸の法面の遮水シートを実際に北海岸の廃棄物を掘削する平成 24 年 11 月頃まで残すこととした。
- ・ 後期掘削計画では、今年の 12 月に F3 を中心として大きな遮水型の貯留トレンチを設置する計画となっていたが、12 月の管理委員会でも報告したとおり、施工方法や設置後の廃棄物の掘削作業の関係から、現在その設置場所について変更することを検討しており、その計画が決まり次第報告させていただく。なお、検討結果によっては、今回説明する掘削計画も若干変更される可能性がある。
- ・ 図 1 は現在の掘削状況を示している。先日の事務連絡会で示したものと同一のものだが、図の黄色の部分掘削箇所、水色の部分がトレンチになっている。先日、管理委員会で指摘のあった I1 の斜面の部分の 70m²の完了判定が加わっている。
- ・ 1 月は中間処理施設が定期修繕のため均質化物を作らなくてよいということもあり、混合面を F と G の測線の間にあったものを、E と F の間に移設している。掘削箇所は南側の G から I 測線の間 4 番あたりの仮置き土を掘削し、混合面近くに移設する作業を行っている。
- ・ 先日の事務連絡会では、今年 12 月までの掘削計画を示したいとしていたが、後期掘削計画では遮水型の貯留トレンチを設置するために、10 月以降 F3 付近を掘削することとなっていたが、設置場所を変更する予定があるため、今回水洗浄処理を開始する 8 月から 9 月までの掘削計画を図 2 から図 5 まで 2 ヶ月ごとに示している。
- ・ 図 2 は 2 月から 3 月の掘削計画で、H 側線東側の黄色の部分廃棄物底面まで掘削する。そのうちの一部について、水洗浄処理のための積替え施設を設置する北側の場所を考えているが、3 月までに完了判定を行いたいと思っている。
- ・ 掘削にあたっては、H 測線の西側、こちらは廃棄物層が残る状況になるので、H 測線の西

側の廃棄物層からの浸出水を防ぐために、H 測線上に水路を設置して釜場を作り、ポンプで浸出水を北トレンチへ揚水することになっている。

- ・第3工区のBE測線の2、3のあたりを掘削し、低くした後、第1工区のFGの4、5あたりに置いてある仮置き土を掘削し、第3工区に移動させる計画としている。
- ・次に、図3の4月から5月の計画は、H測線東側の掘削完了判定を引き続き実施するとともに、掘削完了判定結果に基づき汚染区画の直下土壌の掘削を開始する。
- ・仮置き土を移動させたあとの第1工区FHの4、5あたりの掘削を実施する。こちらを掘削することにより、廃棄物面が低下するので、それに伴いF4の南トレンチの容量が減ることになるので、その代わりに第2工区の北トレンチFHの2のところ、北トレンチの北側の部分を掘削し、トレンチ容量を確保したいと考えている。
- ・第3工区と第4工区の通路部分、BEの3、4あたりの通路部分を掘削する。この掘削に際しては、仮囲いを第4工区の境界のところへ落とすとともに、シート掛けをしている第4工区の雨水排水を含めて、第4工区外周水路を遮断して南トレンチに導水する。
- ・3ページの図4は6月から7月の計画で、H測線東側は、引き続き掘削完了判定と汚染区画の直下土壌の掘削を行うとともに、掘削完了となった北側の方に水洗浄処理のための汚染土壌の積替え施設の整備を行う。
- ・第1工区西側と第2工区南西側のFHの3あたりを掘削するとともに、掘削によるトレンチ容量の減少を抑えるため、南トレンチを1m程度深く掘り込みたいと思っている。
- ・6月、7月になると、第3工区、第4工区の通路部分の掘削は終了するので、終了後速やかに遮水シートを敷設、仮囲いを復旧するとともに、水質検査を実施した後、第4工区外周水路の遮断を解除して、従来どおり、沈砂池2に導水したいと思っている。
- ・第3工区の飛び地BCの2、3あたりに、水洗浄処理のための直下土壌の搬出運搬路を整備するための掘削を行う。
- ・図5は8月から9月の計画で、H測線東側について直下土壌の汚染状況にもよるが、できれば9月までに完了判定を終わらせて、整地、シート敷設、排水路の整備まで行えればと考えている。また、FHの3、5あたりの掘削を引き続き行う。
- ・さらに、第3工区の飛び地の直下土壌の搬出運搬路を整備して、8月中の水洗浄処理の開始に備えたいと考えている。
- ・いよいよ今年度末からH測線東側の廃棄物が撤去され、直下土壌の掘削完了判定を実施していくこととなり、住民会議の皆さんには完了判定調査の立会いをお願いすることになるが、どうぞよろしく願いたい。

○住民側

- ・全体量はどうなっているか。

○県側

- ・全体量の見直しですが、平成20年度に全体の体積は変更なかったが、密度が変わったということで、全体重量を66万8千トンに見直している。
- ・今我々が持っている資料では、66万8千トンが適当ではないかと思っている。
- ・全体量は処理計画等に大きく影響することから、データの把握に努めたいと考えているが、直ちに全体量の見直しをるところまでには至っていない。

○住民側

- ・今年度は、溶融炉の処理が計画とほぼ同じか、少し良かったということだが、廃棄物は計画どおり24年度末までに処理が完了するかと考えてよいか。

○県側

- ・今年度に入って2千トン程度計画を上回っているので、24年度末までには廃棄物の処理はできると思っている。

○住民側

- ・管理委員会で議論されることだとは思いますが、どんどん掘り下げていくとシュレッダーダスト主体のものから土壌主体のものに変わってくる可能性があるので、きちんと処理が進むようお願いをしたい。溶融炉の大規模補修はせずにそのまま行くということで考えてよいか。

○県側

- ・まず最初の点ですが、これからいろいろ焼却困難物等が出てきて処理量が落ちるのではないかとのことだが、中地委員の指摘もあり、昨年 9 月の管理委員会で残存部分の廃棄物の種類等を積算して、24 年度末まで均質化物をうまく作れる形の計算をしており、今後もそれに沿って行きたいと思っている。
- ・2 号溶融炉も、大規模改修が昨年度終わっているもので、24 年度末まで溶融炉を改修する予定はない。

○住民側

- ・22 年度を年換算すると 7 万 9 千トン位になる。現在、5 万 9 千トン位なので 3 ヶ月を加えると年にして 7 万 9 千トン位になるが、なぜこれまで 5 万トンや 6 万トンの処理量だったのか。

○県側

- ・表 1 を見ていただければ、表 1-2 の 1 月のところですが、1 月は 1 号炉の大規模改修と 2 号炉の定期点検があり、処理計画が自体が 1,485 トンということで、例月より少ない処理量を計上している。いまのところ 2 千トン程度計画を上回って処理できると考えており、22 年度末では 7 万 3 千トン前後処理ができるのではないかとと思っている。
- ・22 年度の状況が最初から続いているならば、良かったのではないかと話しているが、その間も処理量対策として仮置き土の高温熱処理とか炉の大規模改修のほか、連続運転が一番効率的な処理につながるということで、定期点検の充実とか整備指導班を編成して、できるだけ炉の停止がないような状況で運転することを心がけており、それらの効果が現れてきたのではないかとと思っている。
- ・今後とも、安全第一ではあるが効率的な運用に努めて、少しでも処理量をアップして早く終わるような形で進めたいと思っている。

○住民側

- ・北海岸の仮囲いがあるが、1 週間位前に仮囲いを外していた時期があったと思うが、それはどんな理由なのか。

○県側

- ・シート掛けが終わったので、仮囲いを下側にあったものを一旦外して上側に移設した。

○住民側

- ・3 頁の図 5 を見て欲しいが、B の 2 から 3 のところで、汚染土壌の搬出のために道路を作るということだが、北海岸が TP6 か 7 くらいで、TP10 くらいのところに 3m 位の高さがあると思うが、道路を作ると崩れてきたりはしないのか。土留めをするなど考えているか。

○県側

- ・北海岸から上がってきたところ、B の 2 あたりは坂がのぼっているので、坂を上ったところとほぼレベルを合わせて、中間保管梱包施設の前のレベルも合わせるということで進んでいる。10m 程度高さがあるが、平坦な形でしたいと思っている。土留めをする必要がないよう掘削を行いたいと思っている。

(3) 汚染土壌の水洗浄処理について

○県側

- ・12 月に開催された管理委員会で審議、承認をいただいた汚染土壌の掘削・積替えの実施方針、海上輸送の実施方針、水洗浄処理に関する実施方針の三つの実施方針について説明させていただく。
- ・汚染土壌の水洗浄処理は、管理委員会でこれまで技術的な検討をいただき、技術的な承認をいただいている。昨年 8 月 1 日開催された処理協議会で豊島住民の皆さんに理解をいただき、合意が成立した。
- ・重金属等で汚染された廃棄物層直下の汚染土壌と廃棄物を含まない覆土について島外へ持ち出して水洗浄処理をする。2 点目として、ダイオキシン類で汚染された土壌、第二溶出量基準を超える VOCs で汚染された土壌については、従来どおり直島の中間処理施設で焼却・溶融処理をする。3 点目として、第二溶出量基準以下の VOCs 汚染土壌については、処分地

の高度排水処理施設を使った地下水浄化で対応していくという内容である。

- 皆さんとの合意に基づき、県では汚染土壌の水洗浄処理を今年 8 月の後半から実施できるよう、具体的な進め方をまとめた実施方針を取りまとめて、昨年 12 月に開催された管理委員会で審議、承認をいただいた。本日、住民の皆さんにその内容を説明したいと思う。
- 資料 3 をご覧ください。汚染土壌の掘削・積替え・搬出に関する実施方針です。
- 実施方針の対象となる汚染土壌は、廃棄物を掘削、除去した後、掘削完了判定調査を行い、その結果、完了判定基準を超過した重金属による汚染土壌、それから、廃棄物を含まない覆土、それから、VOCs が第二溶出量基準を超過した土壌、ダイオキシンが環境基準を超過した土壌等を対象とした実施方針です。
- 次に水洗浄処理の対象となる汚染土壌の掘削、除去方法については、この資料の 5 頁に掘削、積替え、搬出の実施フロー図、6 頁に掘削、積替え、搬出のイメージ図を添付しているので、これらの図を参照して資料の説明をさせていただく。
- 汚染土壌の掘削、除去を行う際には、廃棄物の掘削、除去を終えた区域を 10m メッシュに区画をして、掘削完了判定調査を実施し、その結果に基づき汚染土壌の掘削、除去計画を作成した後、この計画に沿って掘削、除去作業を行う。
- 掘削、除去する際には、作業によって周辺の土壌が汚染されないように掘削箇所の周囲の三方向に敷き鉄板を敷設するとともに、県の監督員を配置し、掘削作業の指示を行う。
- 重機によって掘削した土壌をその場でフレコン詰めする。
- 掘削終了後、改めて掘削箇所の掘削完了判定調査を行い、もし下の層にも汚染が広がっているようであれば、汚染が検出されなくなるまで掘削作業を繰り返す。
- 積替え施設までの運搬は、現場でフレコン詰めされた土壌を運搬車両に積込み、処分地の北東部に設置する積替え施設まで運搬し、輸送船で処分地から搬出するまでの間保管する。
- 運搬車両は汚染区域を通らない。もし汚染区域を通る場合は敷き鉄板を敷きその上を通る。
- 重金属と VOCs による複合汚染土壌の取扱いは、重金属は掘削完了判定調査を行い、判定基準を超過した箇所については、土壌を掘削する前に VOCs 汚染状況の確認調査として溶出量試験を行う。溶出量試験の結果、VOCs が完了基準を超過していた場合は、その土壌を掘削した後、隣接する敷き鉄板上にシートを敷き、その上に土砂を置き、さらにその土壌をシートで覆い、土壌ガス吸引等により VOCs を除去し、環境基準以下になったことを確認した上でフレコン詰めし積替え施設に運搬する。
- 覆土の取扱いについては、現在第 4 工区で仮保管している第 3 工区を掘削した時に発生した覆土についても、積替え施設が出来上がり次第、フレコン詰めし積替え施設へ運搬したいと思っている。第 4 工区の覆土についても、第 3 工区の覆土を区分したのと同じ考え方で取り扱いたい。
- 汚染土壌の積替え施設は、2 頁の図 1 に示す場所に、当該区域内の廃棄物と汚染土壌の掘削・除去が完了した後、その場所を整地し、3 頁の図 2 のように浸透防止のための遮水シート、敷き鉄板を敷設して設置する。積替え施設の広さは約 1,400m²、フレコン詰めした汚染土壌を 2 段重ねで 1,900 個ぐらい一時的に保管することができる。
- 積替え施設の周囲には、施設内の雨水やトラックのタイヤ等を洗浄する機械の洗浄水を排除するための排水路を設け、その水は処分地内のトレンチに還流させる。積替え施設の周囲には仮囲いを設けることとしている。
- 南北にゲートを設け、特に北側の出入口の手前にはタイヤ洗浄機を設置し、トラックでフレコン詰めした土壌を積み出す時には、タイヤ洗浄をして北海岸の道路に出て行くという形を考えている。
- 4 頁をご覧ください。積替え施設に一時的に保管していたフレコンは、運搬車両で輸送船まで運搬する。運搬車両が積替え施設を出るときは、高压洗浄機で車輪等の洗浄を行った後、赤い線のルートを通って豊島栈橋まで向かっていく。北海岸道路、第 3 工区飛び地内に新たに設置した道路を通って、中間保管梱包施設で土壌の量を計量し、その後、豊島処分地の栈橋の方へ向かい、輸送船の中までトラックが入っていくことになる。
- 運搬車両は船の中まで乗り込み、船に付いているクレーンを使用して荷下ろしをする。

- ・海上輸送の受託者には、県の方から土壤汚染対策法で定める搬出汚染土壤管理票を交付することとしている。以上が汚染土壤の掘削・積替え・搬出の実施方針になる。
- ・汚染土壤の海上輸送の実施方針について説明する。
- ・汚染土壤を海上輸送する際の荷姿は、輸送時の土壤の飛散防止、雨水、海水浸入対策に優れ、また、発生量や掘削時期に柔軟に対応できることから、フレコン詰め荷姿で輸送することを考えている。
- ・海上輸送に使用する輸送船について、使用する豊島栈橋が水深3.5mと非常に浅いことから、喫水の浅いバージ船を使用する。フレコンを積載した運搬車両が直接バージ船に乗降できるように、船にランプゲートを備えた船舶を使用したいと思っている。ランプゲートはフェリーと同じような構造を持っている。
- ・1回あたりの汚染土壤の輸送量は850トン程度を予定している。船のクレーンを使ってフレコンの荷下ろしをするので、船には荷降ろしをするためのクレーンを備えていることとする。
- ・汚染土壤の海上輸送先について、船の喫水が浅いので、あまり高い波での航行はできないことから、輸送時の安全確保の観点を十分に考慮した結果、瀬戸内海沿岸に限定したいと考えている。
- ・海上輸送を行う際には、事業者は県と協議をした上で海上輸送の運航計画書を定め、あらかじめ県に提出させる。県は提出された運航計画を住民の皆さんを始め関係者に事前に連絡をする形を考えている。
- ・航路は、瀬戸内海沿岸にある水洗浄処理施設が豊島より東にあるので、豊島の栈橋を出て原則として豊島の北側を通過して播磨灘北航路、これは中国地方側に近いルート、本四の備讃航路の本線航路ではなく播磨灘北航路を通過して東に向かっていくことになる。
- ・作業内容は、豊島側では、輸送船に乗り込んできた運搬車両の荷台からクレーンを使って船のデッキ上に荷崩れを起こさないようにフレコンを積上げていく。850トンの積込み量はフレコン850個程になるが、一部2段積みになるかとは思いますが、かなり広く広げた形で荷積みできることになっていると思っている。積込み作業や海上運航は原則として日中に行い、特に豊島栈橋の周辺では、海上輸送の時期が太陽の運航との調整が必要となるので、土曜日、日曜日が中心となる。土曜日、日曜日は、栈橋付近に遊漁船等が出ているので、接岸時、離岸時には周辺の船にも十分留意をして、安全確保を図りたいと考えている。
- ・安全管理体制については、関係法令を遵守させるとともに、運航安全マネジメントに基づく運航管理規定、運航基準、作業基準、事故処理基準を事前に作成させ、県に提出させることとしている。
- ・海上輸送業務全体を統括する運航管理者を船会社の方で1名選任させるとともに、運航管理者を補佐する副運航管理者を選任させることとしている。以上が汚染土壤の海上輸送の実施方針です。
- ・次は、汚染土壤の水洗浄処理の実施方針について説明する。資料5をご覧ください。
- ・汚染土壤の水洗浄処理技術について改めて簡単に説明する。資料4頁に水洗浄処理のイメージ図を記載している。水洗浄処理は、土壤に付着した汚染物質を取り除く仕組みであるが、汚染土壤を湿式のドラムに入れ、回転させながら洗浄して土壤に付着した汚染物質を剥離した後、篩にかけて浄化土壤と汚染物質が濃縮された脱水汚泥に分離するものである。
- ・工程別に説明すると、汚染土壤を湿式ドラムで洗浄した後、粒径による分級、比重による分級により浄化土壤と汚染物質を含む泥水に分け、泥水は凝集沈殿処理を行い、フィルタープレスにかけ脱水汚泥とした上で、セメント原料化などにより可能な限り有効利用するというものである。
- ・汚染土壤の処理を行う施設は、1として土壤汚染対策法に基づく許可を受けた汚染土壤処理施設であること、2として水洗浄処理により、第二種特定有害物質である重金属の浄化が可能な浄化等処理施設であること、3として管理委員会の承認を受けた技術要件を有する処理施設であることの3つを条件とする。
- ・汚染土壤を水洗浄処理する土壤汚染対策法の許可施設は、昨年12月末現在で全国で15箇所ある。その内、瀬戸内海沿岸に立地している施設は兵庫県に4箇所ある。1つは姫路、も

- う 1 つが神戸、尼崎に 2 箇所ある。
- ・施設の処理能力は、搬入した日から 60 日以内に処理できる能力を有するとともに、土壌の最小分級粒径は少なくとも 75 μm 以下の性能を有し、また、粒径が 75 μm から 2000 μm の土壌についても、汚染状況により細区分が可能な分級設備を有するものとする。
 - ・処理方法については、処理後の浄化確認調査は 100 m^3 単位で行い、基準に適合しない場合は再度水洗浄処理を行っていただく。基準に適合していることが確認された浄化済土壌は有効利用するとともに、汚染の濃縮した濃縮汚泥は無害化処理し可能な限り有効利用していただく。
 - ・豊島以外の汚染土壌と豊島の汚染土壌を分けて処理し、処理状況がきちんと把握できるような形でお願いしたいと思っている。
 - ・処理施設の安全・環境対策と安全管理体制については、土壌汚染対策法や国が策定した汚染土壌の処理業に関するガイドラインで定める安全・環境対策がなされた施設で処理するものとしている。処理を委託する施設は、先程条件として示したとおり、土壌汚染対策法上の許可施設であることから、こうした要件は許可の段階で全てクリアしているものと考えている。
 - ・緊急時の対応については、特定有害物質等の飛散、地下浸透や、悪臭の発散等があった場合には、業務の受託者に対して、施設の運転停止、点検、有害物質等の回収などの必要な措置を講じさせ、その状況を報告させるものとする。
 - ・土壌の処理施設外への搬出については、浄化済土壌を搬出する場合又は濃縮汚泥をその施設以外の施設で処理する場合以外には、一旦施設に持ち込んだ土壌は施設の外には出さない取扱いとします。
 - ・汚染土壌の荷下ろし施設については、専用岸壁又は関係者以外の立入制限等により専用岸壁と同等の管理が行える岸壁を使用するものとする。また、荷下ろしの後、積替えや処理施設までの陸上輸送が発生するケースもあるが、これらについては必要最小限とし、やむを得ず行う場合は国が策定した汚染土壌の運搬に関するガイドラインに示される積替えや輸送の基準を遵守させることとする。
 - ・搬出汚染土壌管理票については、処理終了後 10 日以内に処理業務受託者から県に提出させるとともに、濃縮汚泥の処理についても汚染土壌管理票の 2 次管理票又は産業廃棄物管理票の 2 次管理票を交付させて、その写しを県に提出させる。
 - ・処理状況の報告と情報公開については、汚染土壌の処理状況や浄化済土壌の有効利用状況等を業務受託者から報告させるとともに、濃縮汚泥の処理状況や有効利用状況等についても報告させるものとする。こうした処理状況の報告内容については、速やかに情報公開したいと考えている。
 - ・地元自治体等の了解については、豊島汚染土壌を処理するにあたって、処理施設を所管する自治体の了解が必要な場合は、必ず事前の了解を得るものとしている。現時点で地元自治体の事前了解が必要な施設は瀬戸内海沿岸にはない状況となっている。以上が汚染土壌の水洗浄処理の実施方針です。
 - ・最後に、水洗浄処理の今後のスケジュールについて口頭ではあるが簡単に説明をさせていただく。県では今年夏の後半位から、汚染土壌の水洗浄処理が実施できるよう 2 月県議会定例会に上程する新年度予算案に水洗浄処理の実施に関する必要な予算を計上することとしている。また、水洗浄処理の実施に対して国の財政支援が得られるよう、現在環境省との間で現行の実施計画に対する国の変更同意を得るための事前協議の手続きを進めているところである。その手続きの一環として、今週の水曜日には実施計画の変更について意見を伺うために、県の環境審議会を開催し、その場で変更案を示し意見を伺ったところです。特段意見等はなく了解をいただいた。今後は新年度予算の成立と国の実施計画の変更同意の手続きで、何とか今年度中に国の同意を得たいと思っている。その完了を待って、平成 23 年度早々に水洗浄処理業者や海上輸送業者等の選定あるいは契約手続き等を進めたいと考えている。
 - ・また、汚染土壌の積替え施設も水洗浄処理が始まる今年の 8 月上旬までに設置しておく必要があり、設置場所となる処分地の H 測線の東側の区域の掘削完了判定調査、汚染土壌の掘削、除去作業をできるだけ早くやっていく。先程説明したように、掘削箇所の整地、仮囲

い、遮水シートの敷設、鉄板の敷設等を行った上で積替え施設の整備を行いたいと考えている。以上が今後の大まかなスケジュールです。

○岡市会長

・前回の処理協議会でも、詳しい計画の説明を受けたいとの質問もあった問題なので、県側から説明のあった資料 3、資料 4、資料 5 に関する質問等があればお願いしたいと思います。

○住民側

・処理状況は情報公開するのか。

○県側

・まだ具体的にどのような姿で示せるかは決めていないが、ホームページの中でそうした情報も見られるような形にしたいと思っている。

○住民側

・資料 3 の 3 頁の図 1 に積替え施設の平面図と構造図があるが、仮囲いは高さとかはどうなっているのか。

○県側

・仮囲いは高さ 3m を予定している。

○住民側

・保管場所の雨水の排除は図では北へ抜けることになるのか。

○県側

・3 頁の図面のフレコン保管場所の西の方に排水ポンプがある。このあたりが一番公調委のデータから見ても低い位置になるので、水がこのあたりに集まってくるのではないかと考えている。フレコン保管場所の南側の廃棄物の掘削の終わった広い地域についても、掘削完了判定が終わって汚染土壌の掘削が終わるまでは汚染された水が出てくる可能性がある。土壌の掘削には一定の期間があるので、その間に降った雨水をどうするかという問題もあるので、コンサルにも検討をお願いしているが、フレコン保管場所の南側のゲートあたりに釜場的なものを設けて、その雨水を溜めれる場所を作れないかと考えている。そこに溜まった水については汚染土壌の掘削が終わるまでは安全をみて処分地の方に還流することを考えていきたい。このあたりに釜場を作った場合には、今示している図よりもゲートの位置が若干東の方に振れる可能性がある。今、コンサルに検討をお願いしており、次回の 3 月の管理委員会である程度報告ができるのではないかと考えている。

○住民側

・保管場所から船までのトラックはどのようなトラックで、そのトラックでどのようにフレコンバックを運ぶのか。何トン積みで何個づつとか、2 段に重ねるとか重ねないとかについて伺いたい。

○県側

・トラックは通常のダンプトラックになると思っている。フレコンは重機に紐を引っ掛けてトラックの荷台に載せる。トラックは 10 トン積み位なので、フレコンは 1 回当たり 8 個から 10 個位は積めると考えている。ほぼ平積みで、中央あたりは若干 2 段重ねになるかもわからない。一回当たりで 850 トンくらい船で運ぶので、8 個であれば 100 回以上往復する形になると考えている。

○住民側

・土曜日、日曜日を利用して積み出すということであったので、それで時間的には大丈夫だと思う。積み込みはトラックでユンボか何かで引っ掛けて行うのだろうが、船のクレーンで下ろす作業は 1 日かければできるのではないかと。向こう側へ行って、危険性があるとすれば、吊り紐が切れて海に落ちることである。

○県側

・紐が切れる危険性はゼロとは言えないが、処理業者に聞いたところ土壌を運ぶ荷姿としてフレコンで運んでいる量も相当量あるようである。今まで各施設に聞いた限りでは、紐が切れて土砂が飛散したという事故は発生していないと聞いている。瀬戸内海沿岸には 4 施設あるが、その内の 1 施設は自社の専用岸壁に下ろすことができ、そのままフォークリフトな

どで施設中に入れられるというところもある。若干陸上輸送が発生するものについても、港から近い沿岸部にある。これまでも海上輸送でかなりの量を処理してきた実績のある事業者ばかりではあるが、事故はあってはならないので、荷下ろし中の安全、環境対策については処理事業者と話をしていきたいと思っている。

○住民側

・フレコンバックの使い回しはしないのか。1回きりなのか。

○県側

・基本的には1回運ばばもう一度使用することは想定していない。

○住民側

・できるだけリフトで運ぶとか何らかの形で、最悪の場合でも海の中には落ちないというような危険性のない形を選択していただきたい。

○県側

・当初は、みなさんにバラ積みということで説明していたが、積込時の飛散の観点、海上輸送時の問題もあり、より安全側に立ったフレコンの方がいいだろうということで今回考え方を変更した。御指摘の点については、十分留意していきたい。

○住民側

・1つは処理業者の選定について、許可を受けている事業者ということであるが、全部技術的にはOKと考えられているので、あとは競争入札みたいな形で低価格の安いところになるのかという点と、できれば処理をする際には住民の立会いというか視察ができるような形で、そういう条件を入れた形の選定をお願いしたい。

○県側

・業者の選定については、新年度に入ってからになるが、技術的部分についてもこれまで技術提案ということで20年12月に提案をいただいている。あくまでそれは契約を前提としたものではなく、技術要件を検討する上のデータを提案いただいたということになっている。実際に契約する際には改めて技術的な部分についても、既に提案をいただいた業者の方には重複することにはなるが、再度資料をいただくこととしている。4社のなかで2社については管理委員会で審議していただいております、技術的には支障はないと考えている。他の事業者についてもヒアリング等で聞く限りでは、他の2社と処理技術が変わるということではないので、処理できると思っている。

・施設については、実施方針の中でも実施状況について県も確認できるということなので、もし皆さんが施設や処理状況を確認したいということであれば、県に申し出ただけで県も一緒になって処理施設にお邪魔して処理状況の確認はできると思っている。

○岡市会長

・県に伺いたいが、フレコンは1,900個で、850トン1日に運べるとなると2回分位になる。土曜日に1回運ぶ。日曜日にもう1回運ぶ。次の1週間の間に保管場所にフレコンを置いていくということですか。

○県側

・850個積み込むので、積み込み時間が相当かかる。土曜日、日曜日の2日間をかけて1隻分を積み込む形になる。余裕をもって2隻分の保管量を確保しておくということである。

○岡市会長

・そうすると月に4回積み出しがあるということになる。

○県側

・最大であれば、月4回積み出しができる。月4回積み出すことになれば、汚染土壌の量は相当の量となるが、これまでの県の調査結果からみると、そこまでの汚染土壌の量はないのではないかと考えている。

・汚染土壌の掘削は廃棄物のように毎日掘削する訳ではない。掘削完了判定をして汚染が確認された所を掘削していく形になるので、例えば4月以降掘削完了判定調査が終わった後、作業を始めていく形になる。それが終わって次の層に行くときには、もう一度掘削完了判定をすることになるので、毎日毎日土壌が出てくるということにはならない。掘削完了判定が

できる地域も、平成 23 年度前半では H 測線東側の部分だけになるので、次の直下土壌が出てくるまで少し時間が空くので、廃棄物を運搬している太陽の様な運航形態にはなかなかならない。不定期な形での運航になると考えている。

○住民側

・汚染土壌の処理も産廃特措法の補助金対象事業になるので、平成 24 年度末までに完了しないと補助がもらえないと考えているのか。

○県側

・今、国との協議を進めているところで、概ねその方向で行けると考えている。そうすると、25 年 3 月までに処理を終えないといけないので、それを踏まえた海上輸送のスケジュールも考えていかなければと思っている。

○住民側

・前の事務連絡会で汚染土壌であるかないかは県の職員が決めるとのことだが、本当に県の職員だけでできるのか。処理業者は汚染土壌の多い少ないに関わらずきちんと処理できるのか。

○県側

・掘削完了判定検査は、今年の夏に試験掘削を行った際にも、地盤が固く掘るのが大変だったことから、土を掘る作業は一部外部に委託することを考えている。検査そのものは県の職員が行う。

・土壌の量に対する対応は、多くても少なくても業者はやってくれるので、少ないからどうのこうのということはない。

(4) その他

① 処分地の跡地利用について

○住民側

・水洗浄処理が始まると、平成 24 年度末で事業が終わり、平成 25 年度から跡地の施設の撤去や利用について具体的に話がつく。そうすると、24 年度に予算化が必要となる。そのためには 23 年度末までに跡地の形状や施設の撤去について大方の結論を得ておかなければならないと思う。

・前回の処理協議会で処分地の件についても今後協議して行こうということで、事務連絡会の中で協議を進めている。

・協議を進めてはいるが、なかなか前に進まないといった状況である。質問について回答がきていないものもある。

・23 年度というと 1 年なのですぐ経つと思うので、汚染土壌の水洗浄処理をした時みたいに集中的に議論する必要があると思う。水洗浄処理では拡大事務連絡会を開いたが、今回もそのような形で私たちも精力的にやりたいし、県もそれに対して応えて一緒にやっていきたいと思っている。なるべく大勢の人に参加してもらいたいし、応援団の先生方にも是非加わっていただきたいと考えている。毎月水曜日の開催では先生方も参加しにくいし、島の住民もなかなか参加が厳しいので、できれば日曜日開催をお願いしたい。県の方には気の毒かとは思いますが、精力的にしないと 1 年ではとても間に合わないと思うので、そのあたりのことをお伝えして一緒にやっていきたいと思う。

○県側

・スケジュール的な話から言うと、処理が平成 24 年度末までかかることから、施設撤去を初めとした関係予算は 24 年度の計上は難しく、25 年度以降になると思う。

・今使用している豊島の棧橋の撤去が急ぐので、そうしたことについてはこれから検討していかなければならないと思っている。

・8 月の処理協議会の中でも、施設の引き渡し、処分地の整地、遮水壁の解除とかについては、この処理協議会の中で精力的にやっていくということで、我々もそういった方向で行きましようということで返事をさせていただいている。

・拡大事務連絡会でやるということであれば、我々もその場に出席したいと思っている。

・回答が遅れているもののうち遮水壁機能の解除については、今月の事務連絡会の場で報告し

- たように、今コンサルにどういう手法がとれるのか検討させている。もう少し時間が欲しい。
- ・ もう一つの間保管梱包施設の耐用年数についても調べてはいるが、明確に書いたものが残っておらず、今探しているところである。中間保管梱包施設は、調停条項で 28 年度までに処理をして、その後は施設を撤去して引き渡すことになっており、当時施設を整備した担当者に聞くと、屋根の構造や外壁などがそれ程長く持つ構造にはなっていない。当然 28 年度までは持つことを前提とした構造にはなっているが、その後どのくらい持つかということあまり考慮していない。
 - ・ 日程の話なので、日曜日に皆さんが参加しやすいということであれば我々も出席させていただきたいと思っている。

○岡市会長

- ・ 拡大事務連絡会を日曜日に開催することについて、県はどうですか。

○県側

- ・ 県は特段支障はないが、弁護士の先生方の日程調整等もあるので、日曜日に開催するというのであれば、できるだけ早く双方で調整をして日程を決める必要があると考えている。

○住民側

- ・ 水洗浄処理は、去年の 1 月の処理協議会で県から提案を受けて、我々は夜遅くまで何回も熱を込めて 8 月 1 日には調印を行った。跡地の問題については、水洗浄処理で我々に向けた程県の人は力を入れていないと思う。

○県側

- ・ 県としては 24 年度末の全量撤去を確実にやりたいということで、それに全力を集中している。また、8 月 1 日に約束をした、調停条項 9 項の関係の協議についても引き続きさせていただくのでよろしく願いたい。

○住民側

- ・ 跡地の問題がその他の部分で入っているが、住民としてはその他でなくて、跡地の問題も含めて解決することが処理事業の終了であるとのイメージを持っている。今後、処理協議会の中の議題の一つとして取り上げてもらえることがあればいいと思う。廃棄物を処理することを目的とはしているが、完全に終わるということは、跡地もきれいになったということが住民の思いである。しかし、単にきれいになっただけでは何か寂しい思いがある。希望として、今後その他ではなく協議の中に跡地をどうしていくか、500 億円を使った事業なのだから、県民全体あるいは国民の大きな問題であるということで、格上げして協議していただければという希望です。

○岡市会長

- ・ 今日はお聞きしておいて、あとは事務連絡会その他でまたお話いただいたらどうでしょうか。

○住民側

- ・ 処理協議会に関係あるかどうかかわからないが、管理委員会では公害調停が成立した以後に持ち込んだものについては管理委員会は関係はないという考えではないのか。仮囲いやコンクリートは公害調停には関係がないという考えではないのか。

○県側

- ・ 個々の管理委員会の先生方がどのように思っているかということもあるが、処理事業の過程の中で発生するものであるので、大きくは豊島の事業の中できちんとやっていくことが原則だと思っている。今回の事業という面で言えば、例えば仮囲い等が廃棄物になれば、県が廃棄物の排出者になるということで、それはそういうことで考えていくのがいいのだと思っている。そのものを県は関係ないと考えるつもりもないし、いろいろな助言を管理委員会の先生からいただけるのであれば、いただければいいのかなと思っている。

○岡市会長

- ・ 管理委員会には県から話をさせていただきますか。

○県側

- ・ 永田委員長の意見は、施設で中間処理をしたり、暫定措置の問題を議論するために管理委員会というものを作った。その後の暫定措置で作ったものについては別の組織を作っていた

けないか。それは永田委員長が退くとかではなく、名前を変えて、任務を次の新しい任務に振り替えてくれないかなということ、要綱を作るときもそのようにした。水洗浄についてもちょっと違うのではないかなということ、要綱を直したりもしたが、次に新しい委員会を設置すべきではないかという意見です。

○岡市会長

・永田先生ともよく相談いただきたいと思います。

○岡市会長

・その他特にございませんでしょうか。植田先生、何かありますか。

○植田会長代理

・処分地の跡地利用の話が出てきて、大変大事な問題だと思います。ある程度浄化に見通しのようなものが出てきたからこそ、跡地利用の話になる。そういう段階に来たということだと思う。処理協議会でどういった議論をするのかということ、処分地の跡地利用はどこでどういう風に議論して、どういう風に決めるべきなのかという決め方の整理をまず確認していただいてから、どういった議論をするかははっきりとさせないといけない。ここでもまだ共通認識がないのではないかなという気がしたので、その点だけ確認してから、とても大変大事な問題なので進めた方が良いのではないかなと思う。管理委員会の任務はどこまで、それ以外のことについてはまた改めてという話もあったが、やはりどこでどういう形で何をやるかということについては、元々の決めたことがあるので、もしそれを拡大してやっていくのであれば、必要な場合もあると思うが、それを合意してから進めた方がよろしいかなと思う。

○岡市会長

・拡大事務連絡会等で検討いただきたいと思う。なかなか難しい問題を含んでいるとは思いますが、それでは、本日の協議会を閉会したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成23年9月27日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 大 川 真 郎

協議会員 高 木 康 博